

予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のもうひとつの考え方

田 口 聡 志

- I はじめに
- II 会計処理方法の整理
- III 繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計
- IV 本稿のまとめ

I はじめに

本稿では、田口 [2007] で提示された予定取引¹に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の論理について、もうひとつの新たな考え方を提示することにある。すなわち、田口 [2007] においては、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジを行う場合などに採用される繰延ヘッジ会計について、ヘッジ対象のオンバランス化によりヘッジ会計の全体像を捉える新たな試案が提示されている（田口 [2007, pp. 62-64] 参照。以下、便宜的に田口 [2007] 試案と略す）。具体的には、繰延ヘッジ損益の位置づけについて、評価勘定説が妥当なのではないかという点を、ヘッジ対象オンバランス化の会計処理によって論証しているのだが、本稿では、このアイデアを敷衍するかたちで、以下の点について追加的に検討を加える。

具体的には、この問題を繰延ヘッジ会計²の問題ではなく、時価ヘッジ会計³の問題として捉えたらどうなるか、という点である。すなわち、田口 [2007] 試案では、現行制度に従った繰延ヘッジ会計が会計処理方法の前提とされているが、そもそも予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの場合でも、時価ヘッジ会計を用いることが出来ないか、そしてその場合は、別の方向性が見出せないかが問題となる。

つまり、ヘッジ会計の論理を探求するためには、ヘッジ対象側とヘッジ手段側の両方の会計処理方法自体がそもそも妥当するのかという点にまで遡って、比較検討を進めていく必要があるのではないかということであるが、ともあれ本稿では、上記を踏まえつ

-
- 1 予定取引とは、①未履行の確定契約に係る取引、または、②契約は成立していないが、取引予定時期・物件・量・価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。本稿では、①、かつ資産購入に係る予定取引を想定する。
 - 2 ヘッジ手段の損益を繰り延べることで、ヘッジ活動を描写しようとする会計処理方法をいう。
 - 3 ヘッジ対象を時価評価することで、ヘッジ活動を描写しようとする会計処理方法をいう。

つ、繰延ヘッジ損益の位置付けないし予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の根本理念について、考えることにしたい。

まずⅡでは、設例を用いて、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理についての基本的な考え方を整理することにする。そしてそれを承けるかたちで、Ⅲでは、もうひとつの新たな考え方を提示する。そして最後にⅣで、纏めを行うことにする。なお、本稿では設例の便宜上、税効果会計の適用はないものと仮定する。

Ⅱ 会計処理方法の整理

ここでは、図表1のような設例を基礎として、3つの会計処理方法（通説的な2つの会計処理方法と、田口〔2007〕で提示された新しい会計処理方法）を辿ってみよう。具体的には、我が国の現行制度における原則的方法である①ベース・アジャストメントの会計処理⁴、米国基準⁵における原則的方法である②ノー・ベース・アジャストメントの会計処理⁶、および、田口〔2007〕で新たに提示された③ヘッジ対象オンバランス化の会計処理（田口〔2007〕試案）の3つを確認する（田口〔2007, pp. 49-54, 62-65〕）。

Ⅱ-1 設例と仕訳

図表1 設例

- (1)×1/4/1（×1年度期首）
 ×3年度末に購入予定の棚卸資産（確定約定とする）のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で、デリバティブ契約（買建先物契約）を締結。想定元本は1,000、契約期間は×1年4/1から×4年3/31まで。なお、設例の便宜上、以下の仮定を置く。①証拠金=0、②特に記述がない限りヘッジの有効性は高い（ヘッジ対象とヘッジ手段が完全に連動している）、つまり、最後までヘッジ会計の要件をみたすものと仮定、③税効果会計の適用もないものと仮定する。
- (2)×2/3/31（×1年度期末）
 ヘッジ対象の棚卸資産の購入価格=1,100、ヘッジ手段の先物価格=1,100に上昇。
- (3)×3/3/31（×2年度期末）
 ヘッジ対象の棚卸資産の購入価格=1,200、ヘッジ手段の先物価格=1,200に上昇。
- (4)×4/3/31（×3年度期末）
 ヘッジ対象の棚卸資産を現金で購入（棚卸資産価格=1,300）。また棚卸資産購入と同時に、ヘッジ手段の先物契約を現金で決済（先物価格=1,300）。
- (5)×5/3/31（×4年度期末）
 棚卸資産を2,000で販売し、現金を受け取った。

Ⅱ-1-1（1）×1/4/1（×1年度期首）の会計処理

まず第1年度期首の約定時には、それぞれ以下のような仕訳がなされる。

4 ヘッジ対象の簿価そのものを修正することでヘッジ活動を表現する方法をいう。
 5 キャッシュ・フロー・ヘッジに係る制度比較については、桜井〔1999〕に詳しい。
 6 ヘッジ対象の簿価を修正せずに、ヘッジ手段の公正価値評価差額を繰延べ、ヘッジ対象の損益とマッチングさせることでヘッジ活動を表現する方法をいう。

①ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段： 仕訳なし

まずヘッジ対象については、まだ取引が未履行の段階であるので、「仕訳なし」となる。

また、ヘッジ手段については、約定時には、先物契約の価値は純額で0となるため、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提とする以上は、「仕訳なし」となる。

②ノー・ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段： 仕訳なし

ここでも①と同様に、まず一方、ヘッジ対象については、まだ取引が未履行の段階であるので、「仕訳なし」となり、また他方、ヘッジ手段については、約定時には、先物契約の価値は純額で0となるため、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提とする以上は、「仕訳なし」となる。

③ヘッジ対象オンバランス化の会計処理 (田口 [2007] 試案)

ヘッジ対象： (借) 将来資産購入権 1,000 (貸) 将来対価支払義務 1,000

ヘッジ手段： 仕訳なし

①②に対して、田口 [2007] 試案では、ヘッジ対象のオンバランス化がなされている点⁷が大きな特徴と言える。すなわち、未履行契約たるヘッジ対象について、契約会計の採用によりオンバランス化が図られている。また、ヘッジ手段については、①②と同様に、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提として、「仕訳なし」とされている。なお、この時点での貸借対照表 (一部抜粋。以下、同様) を示すと図表2のようになる。

図表2 田口 [2007] 試案による (1) 時点での貸借対照表 (一部抜粋)

B/S			
将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,000

II-1-2 (2)×2/3/31 (×1年度期末) の会計処理

次に第1年度期末には、それぞれ以下のような仕訳がなされる。

①ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段： (借) 先物差額資産 100 (貸) 繰延ヘッジ損益 100

7 Ijiri [1980] を参照。

まずヘッジ対象については、棚卸資産の価格が上昇しているものの、まだ取引が未履行の段階であるので、(1)と同様に「仕訳なし」となる。他方、ヘッジ手段については、先物契約の価値は純額で100となるため（現在の先物価格1,100－約定時の先物価格1,000＝100）、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提とすると、当該価値の増加分100が「先物差額資産⁸」として計上され、他方、評価差額は、現行制度が採用する繰延ヘッジ会計の適用により、「繰延ヘッジ損益」として計上されることになる。そしてこの繰延ヘッジ損益は、貸借対照表における純資産の部の「その他の要素」たる評価換算差額等に計上されることとなる（図表3）。

図表3 ①ベース・アジャストメントにおける(2)時点での貸借対照表

B/S	
先物差額資産	繰延ヘッジ損益 100 ←純資産の部の「その他の要素」
100	100

②ノー・ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段：(借)先物差額資産 100 (貸)繰延ヘッジ損益 100

これは①と同様である。つまり、この(2)（およびこの後の(3)まで）は、①と異なるところはない（図表4）。

図表4 ②ノー・ベース・アジャストメントにおける(2)時点での貸借対照表

B/S	
先物差額資産	繰延ヘッジ損益 100 ←純資産の部の「その他の要素」
100	100

③ヘッジ対象オンバランス化の会計処理（田口 [2007] 試案）

ヘッジ対象：(借)将来資産購入権 100 (貸)将来対価支払義務 100

ヘッジ手段：(借)先物差額資産 100 (貸)繰延ヘッジ損益 100

ここでもヘッジ対象について、①②とは大きく異なる会計処理がなされている。すなわち、(1)でオンバランス化された「将来資産購入権」と「将来対価支払義務」とが、棚卸資産価格の上昇に伴って両建てで増価していくと考えるのである。他方、ヘッジ手段

8 なお、現行制度や（それを前提として議論がなされている）田口 [2007] では、「先物資産」とされていたが、ここでは後で言及する値洗基準・両建法との違いを明確にするため、田口 [2005] 第3章に準拠して「先物差額資産」という（純額であることがより明確になる）名称を用いることにする。

側は、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提とすると、①②と同様の仕訳となる。

そしてこのような仕訳がなされることにより、ヘッジ会計の全体像が明らかになる。つまり、ここでヘッジ対象とヘッジ手段との関係に注目してみると、実は、ヘッジ対象においてオンバランス化された「将来資産購入権」と「将来対価支払義務」、および、ヘッジ手段において計上される「先物差額資産」と「繰延ヘッジ損益」とは、それぞれ2重の評価勘定になっていることが理解出来る。すなわち、まず一方、「将来資産購入権」に対しては「繰延ヘッジ損益」が、他方、「将来対価支払義務」に対しては「先物差額資産」が、それぞれ評価勘定の役割を担うことで、将来資産購入権と将来対価支払義務が1,000のままであるということ、つまり、予定取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジがなされており、かつ、それが有効に機能しているということが、貸借対照表上で忠実に表現されるのである(図表5)。

図表5 田口 [2007] 試案による (2) 時点での貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,100	将来対価支払義務	1,100
繰延ヘッジ損益	<u>△100</u>	先物差額資産	<u>△100</u>
	1,000		1,000

II-1-3 (3)×3/31 (×2年度期末)の会計処理

次に第2年度期末であるが、これは棚卸資産価格と先物価格の上昇ということで、(2)と同じ経済事象が起きているため、会計処理方法も(2)と同様になる。以下では、それぞれの仕訳と貸借対照表のみ示す。

①ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段：(借)先物差額資産 100 (貸)繰延ヘッジ損益 100

図表6 ①ベース・アジャストメントにおける (3) 時点での貸借対照表

B/S			
先物差額資産	200	繰延ヘッジ損益	200

②ノー・ベース・アジャストメント

ヘッジ対象： 仕訳なし

ヘッジ手段：(借)先物差額資産 100 (貸)繰延ヘッジ損益 100

図表7 ②ノー・ベース・アジャストメントにおける(3)時点での貸借対照表

B/S			
先物差額資産	200	繰延ヘッジ損益	200

③ヘッジ対象オンバランス化の会計処理（田口 [2007] 試案）

ヘッジ対象：(借) 将来資産購入権 100 (貸) 将来対価支払義務 100
 ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 繰延ヘッジ損益 100

図表8 田口 [2007] 試案による(3)時点の貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,200	将来対価支払義務	1,200
繰延ヘッジ損益	△200	先物差額資産	△200
	1,000		1,000

II-1-4 (4)×4/3/31 (×3年度期末)の会計処理

次に第3年度期末であるが、ここでは、ヘッジ対象について棚卸資産の購入がなされ、またそれと同時に、ヘッジ手段について先物契約の現金決済がなされている。以下、各会計処理方法ごとに検討する。

①ベース・アジャストメント

ヘッジ対象：(借) 棚卸資産 1,300 (貸) 現金 1,300
 ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 繰延ヘッジ損益 100
 (借) 現金 300 (貸) 先物差額資産 300
 簿価修正：(借) 繰延ヘッジ損益 300 (貸) 棚卸資産 300

まずヘッジ対象については、設例の条件の通り、棚卸資産を1,300で現金購入した仕訳がなされる。またヘッジ手段については、いったん先物契約の価値の上昇を、繰延ヘッジ損益で受ける仕訳を行うとともに、先物契約を現金300で決済する仕訳を行う。

また、本設例では、棚卸資産購入に係る1,300のキャッシュ・アウト・フローに対して、先物契約に係る300のキャッシュ・イン・フローがあるため、ネットのキャッシュ・アウト・フローは、その差額たる1,000ということになる。つまり、このヘッジ活動は、当初予定通りの1,000で棚卸資産を購入できたということで成功と言える。よって、そのヘッジ活動の成功を棚卸資産の簿価で示すための簿価修正仕訳を行う。具体的には、棚卸資産の価額を1,300ではなく1,000に修正する仕訳を行う。またその相手勘定となっているのが、これまで貸借対照表の純資産の部に計上されてきた繰延ヘッジ損益である。この時点における貸借対照表を示すと図表9のようになる。

図表9 ベーシス・アジャストメントにおける (4) 時点の貸借対照表

		B/S	
棚卸資産	1,000		

②ノー・ベーシス・アジャストメント

ヘッジ対象：(借) 棚卸資産 1,300 (貸) 現金 1,300

ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 繰延ヘッジ損益 100

(借) 現金 300 (貸) 先物差額資産 300

まずヘッジ対象については、条件の通り棚卸資産を1,300で現金購入した仕訳がなされる。またヘッジ手段については、いったん先物契約の価値の上昇を、繰延ヘッジ損益で受ける仕訳を行うとともに、先物契約を現金300で決済する仕訳を行う。ここまでは、ベーシス・アジャストメントと同様である。

ただし、ノー・ベーシス・アジャストメントでは、この後に何も仕訳を行わない。つまり、簿価修正を行わず、また繰延ヘッジ損益を消去する仕訳をしないため、貸借対照表には、一方、棚卸資産が1,300のまま、また繰延ヘッジ損益が300のまま、それぞれ残ることになる(図表10)。この点、ベーシス・アジャストメントと大きく異なる。

図表10 ノー・ベーシス・アジャストメントにおける (4) 時点の貸借対照表

		B/S	
棚卸資産	1,300	繰延ヘッジ損益	300

③ヘッジ対象オンバランス化の会計処理 (田口 [2007] 試案)

ヘッジ対象：(借) 将来資産購入権 100 (貸) 将来対価支払義務 100

ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 繰延ヘッジ損益 100

棚卸資産購入および資金決済：

(借) 繰延ヘッジ損益 300 (貸) 将来資産購入権 1,300

棚卸資産 1,000

(借) 将来対価支払義務 1,300 (貸) 先物差額資産 300

現金 1,000

まず、ヘッジ対象とヘッジ手段両方について、先の(2)(3)と同様の仕訳を行う。つまり、「将来資産購入権」と「将来対価支払義務」とが棚卸資産価格の上昇に伴って両建てで増価していく(「ヘッジ対象」の仕訳)とともに、ヘッジ手段側は、先物契約の価値が増加していることを仕訳で表現する(「ヘッジ手段」の仕訳)。この時点での(つ

まり棚卸資産購入および資金決済の直前の）貸借対照表を示すと図表 11 のようになる。

図表 11 田口 [2007] 試案による (4) の棚卸資産購入および資金決済直前の貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,300	将来対価支払義務	1,300
繰延ヘッジ損益	△300	先物差額資産	△300
	1,000		1,000

そしてその上で、まず購入した棚卸資産価格の決定について、[(借方) 繰延ヘッジ損益 300, 棚卸資産 1,000 (貸方) 将来資産購入権 1,300] という仕訳がなされることとなる。そしてこの仕訳により、ヘッジが有効に機能したことで当初予想した通りの 1,000 という価格が棚卸資産の取得原価として付される、ということが表現されるのである。

また他方、棚卸資産購入に係る現金支出について、[(借方) 将来対価支払義務 1,300 (貸方) 先物差額資産 300, 現金 1,000] という仕訳がなされることとなる。この仕訳により、ヘッジが有効に機能したことで当初予定していた 1,000 の現金だけで購入出来た、ということが表現される。そして、この仕訳にこそ、キャッシュ・フロー・ヘッジの本質が現れているように思われる。すなわち、そもそもキャッシュ・フロー・ヘッジというのは、予定取引に係るキャッシュ・アウト・フローを固定させるべく、ヘッジ対象に対してヘッジ手段を建てる行為であるが、それが成功したか否かは、つまるところ、当該取引が、当初予定通りのキャッシュ・アウト・フローで遂行出来たかどうかで決まる。そして、この仕訳は、まさにその成否が表現される仕訳と言え（この場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジに成功したということになる）、この点を鑑みれば、この仕訳は、キャッシュ・フロー・ヘッジの本質を表現しているものであることが理解出来るだろう。

なお、(4) のすべての仕訳を行った後の貸借対照表を示すと、図表 12 のようになる。

図表 12 田口 [2007] 試案による (4) 時点の貸借対照表

B/S	
棚卸資産	1,000

II-1-5 (5)×5/3/31 (×4 年度期末) の会計処理

次に第 4 年度期末であるが、ここでは、棚卸資産が実際に販売されている。以下、各会計処理方法ごとに検討する（なお、売上高及び売上原価の計上方法としては、便宜的に売上原価対立法を用いる）。

①ベース・アジャストメント

ヘッジ対象：(借) 現金	2,000	(貸) 売上高	2,000
(借) 売上原価	1,000	(貸) 棚卸資産	1,000
ヘッジ手段：	仕訳なし		

まず、ヘッジ対象側では、棚卸資産の売上計上と売上原価の計上がなされている。ここで棚卸資産の帳簿価額は1,000であるため、売上原価は1,000となっている点に留意されたい(図表13)。また他方、ヘッジ手段においては、すでに先物契約の決済が終わっているため、特に仕訳はなされないことになる。

図表13 ベース・アジャストメントによる損益計算書

P/L			
売上原価	1,000	売上高	2,000

②ノー・ベース・アジャストメント

ヘッジ対象：(借) 現金	2,000	(貸) 売上高	2,000
(借) 売上原価	1,300	(貸) 棚卸資産	1,300
ヘッジ手段：(借) 繰延ヘッジ損益	300	(貸) 先物損益	300

まず、ヘッジ対象側では、棚卸資産の売上計上と売上原価の計上がなされている。ここで棚卸資産の帳簿価額は1,300であるため、売上原価は1,300となっている点に留意されたい。また他方、ヘッジ手段においては、すでに先物契約の決済が終わっているものの、ここで貸借対照表項目たる繰延ヘッジ損益を損益計算書たる先物損益に振り替える仕訳を行う(図表14)。この点は、ベース・アジャストメントと大きく異なるといえる。つまり、図表13と図表14とを比較すると分かるように、両者のトータルの損益は1,000ということでは異なるところはない。しかしながら、その損益の内訳、つまり発生の方が大きく異なっている。まず一方、ベース・アジャストメントにおいては、その損益が売上高と売上原価との差額、つまり売上総利益(営業損益)として計上されている(図表13)。これに対して他方、ノー・ベース・アジャストメントにおいては、その損益が売上総利益(営業損益)のほか、先物損益(営業外損益)からも発生していることになる(図表14)。つまり、ヘッジ活動およびその本体部分の損益を、売上総利益(営業損益)1つで表現するのか、それとも売上総利益(営業損益)と営業外損益との2つで表現するのか、という大きな考え方の違いが、両者の背後に存在していることが理解できる。

9 この是非については、西谷 [1999] をあわせて参照のこと。

図表 14 損益計算書

P/L			
売上原価	1,300	売上高	2,000
		先物損益	300

③田口 [2007] 試案

ヘッジ対象：(借) 現金 2,000 (貸) 売上高 2,000

(借) 売上原価 1,000 (貸) 棚卸資産 1,000

ヘッジ手段： 仕訳なし

これは、①ベースス・アジャストメントと同様である。つまり、(4) の時点で棚卸資産の簿価は 1,000 となっていることから、売上原価は 1,000 で計上される (図表 15)。

図表 15 損益計算書

P/L			
売上原価	1,000	売上高	2,000

II-2 小括

以上、本節では、具体的な設例を用いて、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジについての3つの会計処理方法について整理を行った。田口 [2007] においては、「繰延ヘッジ損益」とは何か、その位置付けを考えるに当たって、通説的な①②の会計処理方法ではその本質がみえないため、③のようにヘッジ対象をオンバランス化する必要があり、またそうすることで、「繰延ヘッジ損益」が実は評価勘定であるということが理解できる、ということが示されている。

確かに、③のような発想によれば、「繰延ヘッジ損益」が評価勘定であることは理解できる。だが、しかしながら、ここでは、次のような素朴な疑問も湧いてくる。つまり、繰延ヘッジ損益とは何か、という問いかけの前に、そもそもヘッジ会計において繰延ヘッジ損益は何故計上されるのか、繰延ヘッジ損益の計上はアプリアリか、というプリミティブな問いかけである。

この点については、ヘッジ会計全体の問題として、時価ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計との関係をどのように捉えるのかという論点に結びつくだろう。そこでⅢでは、この問題について考えてみたい。

Ⅲ 繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計

本節では、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の問題について検討する。具体的には、上記Ⅱの設例を、繰延ヘッジ会計ではなく、時価ヘッジ会計として捉えたらどうなるか、という点について検討する。すなわち、田口 [2007] 試案では、現行制度に従った繰延ヘッジ会計を会計処理方法の前提としたうえで、新しい方向性が示唆されているのであるが、そもそも予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの場合でも、時価ヘッジ会計を用いることが出来ないか、そしてその場合はさらに新たな方向性が見出せないかが問題となる。そこでこの点を本節で検討する。

Ⅲ-1 設例と仕訳

ここでは先の図表1と同様の設例により、時価ヘッジ会計を採用した場合の具体的な会計処理について、時系列順に考えていくことにしよう。

Ⅲ-1-1 (1)×1/4/1 (×1年度期首)の会計処理

ヘッジ対象：(借) 将来資産購入権 1,000 (貸) 将来対価支払義務 1,000

ヘッジ手段： 仕訳なし

ここでは、田口 [2007] 試案と同様、ヘッジ対象のオンバランス化がなされている点が大きな特徴と言える。すなわち、未履行契約たるヘッジ対象について、契約会計の採用によりオンバランス化が図られている。また、ヘッジ手段についても田口 [2007] 試案と同様、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提として、「仕訳なし」となる。なお、この時点での貸借対照表を示すと図表16のようになる。

図表16 (1) 時点での貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,000

Ⅲ-1-2 (2)×2/3/31 (×1年度期末)の会計処理

ヘッジ対象：(借) 将来対価支払義務評価損 100 (貸) 将来対価支払義務 100

ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 先物損益 100

まずヘッジ対象については、(1)でオンバランス化された「将来対価支払義務」が、棚卸資産価格の上昇に伴って増価していくと考える。他方、ヘッジ手段側は、先物契約の価値が増加しているため、現行制度が採用する値洗基準・純額法を前提とすると、先物差額資産を計上するとともに先物損益を計上する。以上を貸借対照表および損益計算

書で示すと図表 17, 18 のようになる。

図表 17 (2) 時点での貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,100
		先物差額資産	△100
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

図表 18 (2) における損益計算書

P/L	
将来対価支払義務評価損 100	先物損益 100

ここで、田口 [2007] 試案との違いは大きく2つある。第1は、ヘッジ対象について、将来対価支払義務のみを時価評価しており、かつ、それに係る評価損を計上していることである。すなわち、もし仮にヘッジ活動を行っていないならば、棚卸資産価格の上昇により、将来のキャッシュ・アウト・フローは増加してしまうが、これは要するに、「将来対価支払義務」の増価を意味するものと捉えることができる。またこのような負債の価値の上昇は評価損として計上されることとなる。また第2は、ヘッジ手段について、「繰延ヘッジ損益」ではなく、損益計算書項目たる「先物損益」を直接的に計上していることである。これは、負債の時価評価差損との期間的対応を図るため、ヘッジ手段について繰延ヘッジ会計（繰延ヘッジ損益の計上）ではなく、時価ヘッジ会計（先物損益の計上）を採用すると考えるのである。

そしてこのことにより、ヘッジ活動の有効性を、貸借対照表だけでなく、損益計算書上でも表現することが可能となる。つまり、ヘッジ活動の有効性は、まず、貸借対照表における「将来対価支払義務」1,100 とその評価勘定たる「先物資産」100 との差額 1,000 で表現される。これにより、将来のキャッシュ・アウト・フローが先物契約により 1,000 に固定されていることが示される。また他方、ヘッジ活動の有効性は、損益計算書における「将来対価支払義務」100 と「先物損益」100 との差額 0 でも表現される。この差額が 0 であることにより、ヘッジが有効に機能していることが示される（もし差額が 0 でない場合は、ヘッジ対象の価値変動とヘッジ手段の価値変動とが連動していないことを意味する。逆にいえば、差額が 0 ということは、両者が完全に連動していることを示している）。

なお、ここでのもうひとつのポイントは、「将来資産購入権」の帳簿価額が（評価勘定がなく本体だけで）1,000 のままであるということである。これは後の（4）の仕訳で

重要となる。

Ⅲ-1-3 (3)×3/31 (×2年度期末)の会計処理

ヘッジ対象：(借) 将来対価支払義務評価損 100 (貸) 将来対価支払義務 100

ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 先物損益 100

これは(2)と同様である。なお、この時点での貸借対照表と損益計算書を示すと、図表19、20のようになる。

図表19 (3)時点での貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,200
		先物差額資産	△200
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

図表20 (3)における損益計算書

P/L			
将来対価支払義務評価損	100	先物損益	100

Ⅲ-1-4 (4)×4/31 (×3年度期末)の会計処理

ヘッジ対象：(借) 将来対価支払義務評価損 100 (貸) 将来対価支払義務 100

ヘッジ手段：(借) 先物差額資産 100 (貸) 先物損益 100

棚卸資産購入および資金決済：

(借) 棚卸資産 1,000 (貸) 将来資産購入権 1,000

(借) 将来対価支払義務 1,300 (貸) 先物差額資産 300

現金 1,000

まずここでは、ヘッジ対象およびヘッジ手段ともに、(2)および(3)と同様の仕訳を行うことになる。すなわち、まずヘッジ対象について、棚卸資産価格の上昇による将来対価支払義務の上昇および評価損の計上を行う。またヘッジ手段について、先物契約の価値の上昇による評価損益の計上を行う。なお、この段階での貸借対照表と損益計算書を示すと、図表21、22のようになる。

図表21 (4)の棚卸資産購入および資金決済直前における貸借対照表

B/S			
将来資産購入権	1,000	将来対価支払義務	1,300
		先物差額資産	△300
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

図表 22 (4) における損益計算書

P/L	
将来対価支払義務評価損 100	先物損益 100

また、これを承けるかたちで、棚卸資産の購入と資金決済の仕訳を行うことになる。

まず、棚卸資産の購入であるが、将来資産購入権を棚卸資産へ振り替える仕訳を行う（[(借) 棚卸資産 1,000 (貸) 将来資産購入権 1,000]）。ここで、先の田口 [2007] 試案と大きく異なるのは、将来資産購入権が1,000のままであることから、棚卸資産の入帳価格は1,000となり、先のように繰延ヘッジ損益を計上し、かつそれを振替えるということなく簿価修正が自然になされていることになる点である。

また、資金決済であるが、将来対価支払義務とその評価勘定たる先物差額資産を一体と捉えたうえで、その差額たる1,000が現金で決済される仕訳がなされる（[(借) 将来対価支払義務 1,300 (貸) 先物差額資産 300, 現金 1,000]）。これは先の田口 [2007] 試案と同様であり、またこれこそがキャッシュ・フロー・ヘッジの本質的な仕訳となる。

上記のように、時価ヘッジ会計の会計処理方法を採用すれば、特に繰延ヘッジ損益を計上することなく、ヘッジ活動の全体が会計上忠実に描写できることとなる。そしてそうであれば、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジにおいては、時価ヘッジ会計のほうがよりスマートな会計処理方法と言えるし、また繰延ヘッジ損益の問題を取り込むことなく議論が出来る点でも望ましいようにも思われる。よって、この問題については、そもそも繰延ヘッジ会計が妥当するのかどうかという論点にまで遡って、比較検討を行う必要があるかもしれない。

なお、(4) のすべての仕訳を行った後の貸借対照表を示すと図表 23 のようになる。

図表 23 (4) 時点の貸借対照表

B/S	
棚卸資産	1,000

Ⅲ-1-5 (5)×5/31 (×4 年度期末) の会計処理

ヘッジ対象：(借) 現金 2,000 (貸) 売上高 2,000
 (借) 売上原価 1,000 (貸) 棚卸資産 1,000
 ヘッジ手段： 仕訳なし

これは、①ベース・アジャストメントや③田口 [2007] 試案と同様である。つまり、(4) の時点で棚卸資産の簿価は 1,000 となっていることから、売上原価は 1,000 で計上される (図表 24)。

図表 24 損益計算書

P/L			
売上原価	1,000	売上高	2,000

Ⅲ-2 小括

上記のように時価ヘッジ会計の枠組みで考えれば、特に繰延ヘッジ損益を計上することなく、ヘッジ活動の全体が会計上忠実に描写できることとなる。つまり、繰延ヘッジ会計の枠組みで考えるのであれば、どうしても繰延ヘッジ損益の位置付けを議論しなければならないが、他方、そもそも繰延ヘッジ会計ではなく時価ヘッジ会計を採用するとすれば、そのような議論を回避することが出来る。そしてそうであれば、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、そもそも繰延ヘッジ会計が妥当するのかどうかという論点にまで遡って、比較検討を行う必要があるかもしれない。

Ⅳ 本稿のまとめ

本稿では、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジに係るヘッジ手段の会計処理方法について、時価ヘッジ会計の適用可能性について検討した。すなわち、現行の会計基準では、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジについては、繰延ヘッジ会計が原則とされているが、実は、繰延ヘッジ会計ではなく、時価ヘッジ会計によっても、ヘッジ活動の全体が会計上忠実に、かつ自然なかたちで描写できることが、本稿で示された。

そしてそうであれば、予定取引のヘッジにおいて、そもそも繰延ヘッジ会計が妥当するのかどうかという論点にまで遡って、比較検討を行う必要があるかもしれない。つまり、現行制度が採用する繰延ヘッジ会計を所与の前提とすると、結局は「繰延ヘッジ損益」をどのように位置づけるか、という大きな問題と直面せざるを得なくなる。しかしながら、そのような現行制度の前提から自由になり、もしかしたら時価ヘッジ会計が適用できるかもしれないという別の視点から検討すれば、そのような繰延ヘッジ損益の位置付けをどうするかという複雑な問題に直面することなく、ヘッジ活動の全体像が、会計上忠実かつ自然なかたちで表現しうることに気づかされる。このように、理論研究においては、現行制度が暗黙のうちにおいている所与の前提というものを、いったん取り

外して考えることは大変重要であるといえよう。

なお、このアイデアを更に敷衍させれば、そもそもヘッジ手段の会計処理方法として、現行制度が採用する（また本稿では制度を尊重し暗黙の前提とした）値洗基準・純額法ではなく、値洗基準・両建法（具体的な会計処理方法については、田口 [2005] 第3章などを参照）を用いることで、わざわざヘッジ対象のオンバランス化や時価ヘッジ会計の採用などを行わなくても、ヘッジ活動の全体像が忠実に描写できるかもしれない、という更なる新しいアイデアも生じてくる。この点についての検討は別稿を期したいが、ともあれ、ヘッジ会計の論理を探求するには、ヘッジ対象側とヘッジ手段側の両方の会計処理方法自体がそもそも妥当するののかという点にまで遡って、比較検討を進めていく必要があるだろう。

謝辞

本稿のアイデアの一端は、笠井昭次教授（慶應義塾大学名誉教授）および田代樹彦教授（名城大学）から示唆を得たものである。記して感謝の意を表したい。ただし勿論、ありうべき誤謬は、すべて筆者個人の責に帰するものである。

参考文献

- Ijiri, Yuji [1980] *Research Report, Recognition of Contractual Rights and Obligations*, FASB.
- 桜井貴憲 [1999] 「キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の国際比較研究」『会計』第156巻第3号
- 田口聡志 [2005] 『デリバティブ会計の論理』税務経理協会
- [2007] 「キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の論理 —繰延ヘッジ損益の位置付けを巡って—」『同志社商学』第56巻第3・4号, pp. 47–68.
- 西谷順平 [1999 a] 「6-1 キャッシュ・フロー・ヘッジと購入資産の取得原価算定 —実物投資の成果計算に及ぼす影響に着目して—」醍醐聰編『国際会計基準と日本の企業会計』白桃書房, pp. 283–297.